

平成29年度 第2回
福生市都市計画審議会
議事要旨

日時：平成30年2月14日（水）13：30～

場所：福生市役所 第1棟 4階庁議室

平成 29 年度 第 2 回都市計画審議会 議事要旨

日時：平成 30 年 2 月 14 日（水）13：30～

場所：福生市役所 第 1 棟 4 階庁議室

（出席者）

福生市長：加藤育男

委員：山下真一、森田正人、田村半十郎、石川彌八郎、小椋祥司、小林和人
大野聰、田村昌巳、末次和夫、三枝司佳、都丸貞雄、石坂弘司

事務局：田村満利、永澤直人、関谷貴浩、山崎俊一郎

- 1 職員紹介
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議事

諮問第 1 号 福生市立地適正化計画（案）について

【議事概要】

前回の第 1 回都市計画審議会において示した計画素案について、市民説明会、議員意見聴取及びパブリックコメントを実施した。その結果を踏まえた計画案を諮問したい。

【市民説明会について】

平成 30 年 1 月 13 日に実施した。市民 1 名、議員 5 名の参加があった。

市民からの意見として、福祉バスの駅へのアプローチや逆ルート設置の要望があった。市としては、利用者アンケートなどで需要を把握し、関係機関と調整を図りながら検討していくと回答した。

【議員意見聴取及びパブリックコメントについて】

議員意見聴取は平成 29 年 12 月 22 日から平成 30 年 1 月 19 日まで実施し、意見はなかった。パブリックコメントは平成 30 年 1 月 5 日から平成 30 年 1 月 19 日まで実施し、1 名の方から 1 件の提出があった。概要としては①市民バスの整備②新たな公園整備③公民館活動の充実④公民館活動や公園の整備統合・規模縮小に対する反対である。この意見に対する市の考え方は①から③までは今回の立地適正化計画で設定した誘導施策の基本的な考え方に沿った内容となっている。④については、市への要望となっているため、今回の市民

意見を受けての計画案の修正はしない。

【計画素案に係る修正事項について】

市民説明会及び議員意見聴取・パブリックコメントによる修正は行わないが、誘導施策の設定にあたり、担当課の指摘による文言修正等があった。計画案からの大きな変更点はないが、目標指標の現況値を設定した。

【審議】

異議なし。

5 その他

報告事項 福生市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について

【報告概要】

条例制定の趣旨は平成29年6月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の指定区域の規模について、地域の実情に応じ、市が条例で定めることにより、300㎡を下限として引き下げられるようになったが、当市においても区域規模に関する条例を制定し、生産緑地地区指定の下限面積の現行を500㎡から300㎡へと緩和するもの。

【農地の現状について】

福生市は平成4年から生産緑地地区の指定を行っている。平成30年1月現在の生産緑地地区は48箇所、約6.3haである。市内の農地は年々減少しており、直近10年間で生産緑地以外の農地面積は38.2%減少し、26市中最下位である。

【要望の動きと条例制定による効果・影響】

平成29年12月18日に福生市農業委員会から下限面積引き下げについての意見書が提出されており、西多摩農業共同組合からも同日付けで要望書が提出されている。

平成29年12月末から平成30年1月中旬にかけて、福生市農業委員会が実施した生産緑地追加指定に関する意向調査では、300㎡に引き下げた場合に新たに対象となる農地の追加指定の希望者は3件となっている。

下限面積を緩和する条例を新たに制定することにより、現行制度では生産緑地地区に指定することができない小規模な農地も生産緑地地区指定の対象となることから、残された

農地を計画的に保全し、農地の減少を抑制することができると考えられる。

【今後のスケジュール】

議会での審議後、条例が制定した後は、5月下旬に追加指定の説明会を開催する。6月に追加指定の受付、その後現地確認等の手続きに入り、9月に都市計画審議会への諮問・答申、10月末に都市計画決定へと進める予定である。

・主な質疑及び意見

(委員)

希望者が3件あったということだが、平米数はどのくらい増えるのか。

(事務局)

→農業委員会のほうからは件数のみしかいただいでなく、24件調査対象があったうち、14件回答があった。そのうち3件が希望するというような回答で3件の平米数については確認していない。

(委員)

これから生産緑地を増やしていこうとするにあたり、農業委員会が主に働きかけていくが、市としてもPRすることに理解があるということによいか。

(事務局)

→追加指定の広報を行い、募集をしていきたい。

(事務局)

今回500㎡から300㎡に引き上げることで、新しい農地を安定的に確保できればという思いで、300㎡に緩和するという条例を上げたいと思っている。

(会長)

平成4年に指定された生産緑地地区は、あと5年後には30年という縛りがなくなるので、一気に農地がなくならないように、また現在の生産緑地の指定がなくならないように、ぜひお願いしたい。

(事務局)

国も30年の縛りが切れるという危機感を持っているので、税制上あと10年間延ばすという制度も設けた。福生市としても、安定的な確保に向けて努力していきたい。